

稲城市子育て世帯公園駐車料金無料券交付取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、稲城市公共施設駐車場のうち市立公園で利用できる駐車料金無料券（以下「駐車料金無料券」という。）を、就学前児童を養育する世帯に交付し、就学前児童を養育する世帯の子育てに対する支援を行うことを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 この要綱に規定する駐車料金無料券交付の対象者は、稲城市（以下「市」という。）の住民基本台帳に登録されている就学前児童を養育する保護者を代表する者（以下「対象者」という。）とする。ただし、特別の理由があつて稲城市の住民基本台帳への登録をしていない就学前児童を養育する保護者を代表する者も対象者とする。

(交付の方法)

第3条 駐車料金無料券の交付を受けようとする者は、稲城市子育て世帯公園駐車料金無料券交付申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、身分証明証等の確認及び申告により、当該申請をした者に対し、交付を行うことを決定した場合は駐車料金に係る1時間無料券（以下「無料券」という。）を発行し、交付を行わないことを決定した場合は稲城市子育て世帯公園駐車料金無料券不交付通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(無料券の適用基準等)

第4条 無料券は、1回の出庫につき、1時間駐車した際に課される駐車料金に相当する額を限度として使用できるものとする。

2 無料券を使用しようとする者は、駐車場から出庫する場合に、当該無料券を駐車場に設置されている精算機に挿入するものとする。

3 無料券の発行枚数は、就学前児童を養育する世帯ごとに、各年度につき12枚とする。

4 前項の規定に関わらず、不実の申請その他不正な手段により発行を受け

たことが判明した場合、市長はそれ以降の無料券の発行を行わないことができるものとし、かつ発行済無料券又は相当額の返還を求めることができるものとする。

(申請期間)

第5条 第3条第1項の申請は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間に行うものとする。

(交換)

第6条 無料券の交付を受けた者は、当該無料券を汚損又は破損した場合は、稲城市子育て世帯公園駐車料金無料券交換申請書(様式第3号)に当該無料券を添付して、市長に申請することにより、同数の無料券と交換することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども福祉部子育て支援課長が別に定める。

付 則 (平成27年7月11日市長決裁)

(施行期日等)

1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年10月1日から平成28年3月31日までに第3条第1項に規定する申請をした者に対して交付する無料券の枚数は、第4条第3項の規定にかかわらず、6枚とする。

付 則 (平成28年7月11日市長決裁)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則 (平成31年2月19日市長決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月4日市長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和 年 月 日部長決裁）

この要綱は、令和3年3月28日から施行する。ただし、第7条の改正規程は令和3年4月1日から施行する。